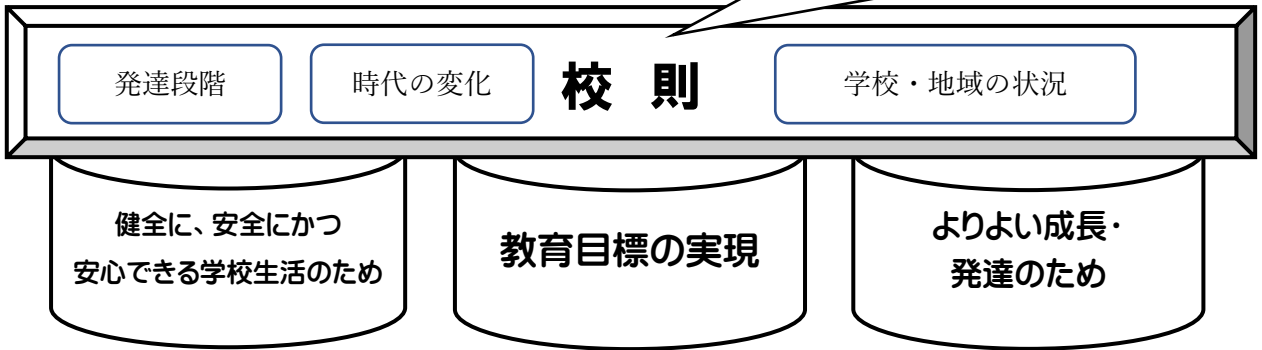


# R5 瀬田東小学校 校則ガイドライン

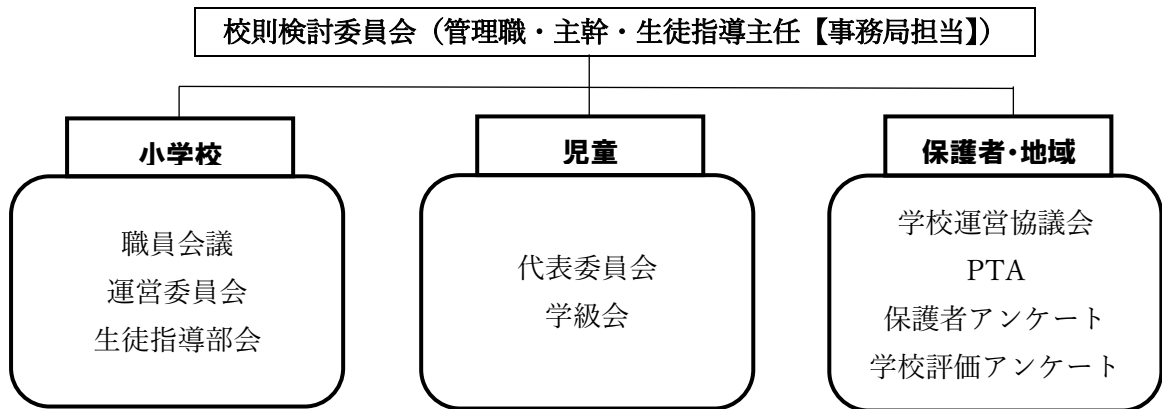
## 校則の意義、制定、運用

社会通念上合理的と認められる範囲において



- ・子どもの自主性を伸ばすものとなるように配慮する
- ・児童生徒や保護者等から意見を広く聴取し、児童生徒の主体的な参画を促す
- ・児童生徒が自分事として理解し、自主的に校則を守れるように指導をすすめる

## 組織・検討機関



## 瀬田東小学校において、校則にあたるもの

- ①「東小の子ども」「標準服について」「遊びの約束」  
「東っ子の楽しい夏休み」「東っ子の楽しい冬休み」「東っ子の楽しい春休み」
- ②「(転)入学のしおり」

## 校則の見直しのあり方

- ・校則について児童生徒が主体的に考え、話し合う場を設ける
- ・保護者や地域からの意見を反映し、見直しが必要な事項の協議を行う
- ・校則の内容について、児童生徒および保護者に広く周知する
- ・校則やきまりを検討する組織、見直しの過程について明示する

観	①教育目標に照らして、適切か
	②現状に合う内容か、必要なのか
点	③マイナスの影響を受けている児童がいないか、もしいる場合にはどのような配慮が必要か

## 校則の見直しに関するスケジュール

	小学校(★事務局)	児童	保護者・地域
4月	★校則ガイドライン策定 ・生徒指導部会、職員会議で「東小の子ども」「標準服について」「遊びの約束」を検討・作成。	・「東小の子ども」「標準服について」を配布して説明。「遊びの約束」は学級に掲示して説明。	・保護者に「東小の子ども」「標準服について」配布。また、学校ホームページにも掲載して周知。 ・個別懇談会で保護者の意見を聞く。
5月			・学校運営協議会で校則ガイドラインについて説明。「入学のしおり」配布。
6月		・代表委員会、学級会で校則について話し合う場を設定。	
7月	・生徒指導部会、職員会議で「東っ子の楽しい夏休み」を検討・作成。	・「東っ子の楽しい夏休み」を配布して説明。	・「東っ子の楽しい夏休み」配布。
8月	・生徒指導部会で、1学期の現状に照らして校則について見直す場を設定。		
9月			・個別懇談会で保護者の意見を聞く。
10月		・代表委員会、学級会で校則について話し合う場を設定。	
11月	・生徒指導部会、職員会議で「東っ子の楽しい冬休み」を検討・作成。		・学校運営協議会で「入学のしおり」について見直しが必要な事項の協議。
12月	・校則検討委員会で「(転)入学のしおり」の検討、作成。	・「東っ子の楽しい冬休み」を配布して説明。	・「東っ子の楽しい冬休み」配布。 ・保護者向けの学校評価アンケートを実施。
1月			
2月	★見直しの実施⇒結果公表 ★取組状況報告書作成 ・生徒指導部会、職員会議で「東っ子の楽しい春休み」を検討・作成。	・代表委員会、学級会で校則について話し合う場を設定。	・新入生保護者向け入学説明会で「入学のしおり」を配布して説明。
3月	★校則ガイドライン検証 ・生徒指導部会で「東小の子ども」「標準服について」「遊びの約束」について振り返り、次年度へ引き継ぐ。	・「東っ子の楽しい春休み」を配布して説明。	・「東っ子の楽しい春休み」配布。 ・学校運営協議会で学校評価アンケートを実施。
年間	・必要が生じた際には、臨時校則検討委員会を開き、校則についての検討を行えるようにする。 ・普段から児童、保護者、地域の方の声に耳を傾け、校則の見直しの必要がないか情報収集を行う。		